

ソノ歎願書ニ署シテ全山労働者一同トイフが如キハ極少一
部分が全体ヲ僭稱スルノ甚シキ不都合ニシテ面會拒絶ハ
全ク鉉業所が組合側ノ擴張宣傳ノ具ニ利セラルルヲ避ケル
タメナリト唱ヘツツアリ

大正十四年十二月中ニ於ケル鉉業所ノ執リタル措置ノウケ特
記スベキモノ次ノ如シ

(一) 一般ニ対スル声的書発表

十二月廿五日 第一回声的書発表其後屢次之ヲ行ヒ概ニ
四回ニ及ブ地方有識者ハ大体鉉業所ノ主張ヲ是認セル如シ

(二) 組合員ニ対シテ警告書ノ交付

組合員中 硬派ハ奮慨シ
組合員中 態度曖昧ナル者ハ組合員ト認メラレタルコトニ
優色アリ

組合員ニアラズトシテ警告書ヲツキ度セルモノアリ

(三)

解雇者ノ選定ハ罷業者中強硬ナルモノニ付コレヲ行ヒ余
餘ノモノニ付テハソノ軟化ヲ待ツコトトス

十二月廿七日 発表ノモノニツイテイハハ

罷業者参加者中 性行不良 七十一名

内 十七名 五十三名 六号 (怠慢不忠実懲罰解雇)

五十四名 一等ヲ減ジ十一名 (業務不適當) 解雇

(四) 公傷治療ノ打切

罷業者参加者三百名中約百八十名ハ公傷者

詐病者多ク 廿六日夜四十七名解雇予定者ニ対シ治療
終了通知發送ス

(五) 解雇ノ發表下等働課長等ノ措置

十二月廿七日 解雇發表ノ際ハ就身尾労働課長 登立山シ